

◇教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

- 1 教育委員会所管の学校の会計年度任用職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことにつき給料等の減額の特例となる任命権者の承認の基準等を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)